

議案第 8 2 号

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険条例（平成１６年甲賀市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第９条第１項若しくは第９項」を「第９条第１項若しくは第５項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

甲賀市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(罰則) 第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽____の届出をした場合____ ____においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則) 第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。